



パティスリー・アフレイ

んは、「地域の橋本アライスリ」の店舗で、度に協力してこの制は、「パティスリーアフレイ」の店舗の登録がます。町内では、4月から、川町消防団の紹介でこの制は、「パティスリーアフレイ」の店舗の登録がます。

◆町内の消防団応援の店

店舗名称	サービス・特典内容
竹内畠店	粗品進呈
中華料理 三陽	ソフトドリンク 50円引き
三重南紀農業協同組合 紀宝支店	マイカーローンの基準金利から 0.3%引き下げ
パティスリー アフレイ	5%引き

*中華料理屋 三陽のみ、消防団員とその家族が特典を受けられます。それ以外は消防団員のみ。

地域防災力の充実強化のために
平成29年10月1日から、「みえ消防団応援の店」制度がスタートしました。これは、地域の安全安心に尽力し、地域防災の要である消防団への応援の輪を広げることで、消防団への理解を促進し、地域防災力の充実強化につなげること

を目的に行われています。また、事前に登録してもらった店舗や事業所で、三重県消防協会から配布される「消防団員カード」を団員が提示することで、団員とその家族がさまざまな特典やサービスを受けることができます。なお、登録されている店舗には、目印として「みえ消防団応援の店」ステッカーが貼ってあります。

めにがんばっている団員を応援できればと思い申し込みました。ときどき使ってくれた。ときどき使ってほしいと思います」と話していました。「みえ消防団応援の店」制度に賛同し、協力してくれるのは、県消防協会のホームページをご覧ください。

◆普段の心構え
車いじりが好きです。休日には、愛車のジムニーを整備したり、知人とドライブなどして楽しんでいます。
◆趣味は?
田尾友児分団長に誘われて入団しました。
◆お仕事は?
紀南電工でマーシャリングをしていました。
◆入団のきっかけは?
神内川はよく氾濫するので、大雨が降ると出動に備えて気が引き締まります。地域防災の要となるよう、みなさんに信頼される消防団員を目指してがんばります。



パティスリー・アフレイ

んは、「地域の橋本アライスリ」の店舗で、度に協力してこの制は、「パティスリーアフレイ」の店舗の登録がます。町内では、4月から、川町消防団の紹介でこの制は、「パティスリーアフレイ」の店舗の登録がます。

◆町内の消防団応援の店

店舗名称	サービス・特典内容
竹内畠店	粗品進呈
中華料理 三陽	ソフトドリンク 50円引き
三重南紀農業協同組合 紀宝支店	マイカーローンの基準金利から 0.3%引き下げ
パティスリー アフレイ	5%引き

*中華料理屋 三陽のみ、消防団員とその家族が特典を受けられます。それ以外は消防団員のみ。

Fire Report ~ひよこ紀宝町消防団~

その8

広げよう消防団への応援の輪

今月の消しメン★
団員紹介 No.7

田尾 雄紀さん

(第1分団神内班・41歳)



Information 役場みらい健康課

がんは早期発見すれば 90%以上が治ります

胃・前立腺・大腸・乳・子宮頸がん検診を実施

【検診日】11月7日(日)

【検診場所】紀宝町役場(受付:鵜殿体育館)

◆新型コロナウイルス感染拡大予防のため、受付時間ごとの予約が必要です。

検診内容	受付時間	定員	料金
◆胃がん	午前8時30分～9時 午前9時～10時	計40人	40歳～69歳…500円 40歳未満…1,400円
◆前立腺がん	午前8時30分～9時 午前9時～10時	計50人	69歳以下…500円
◆大腸がん	午前8時30分～10時30分 午後1時30分～3時	なし	20歳～69歳…200円
◆乳がん(マンモグラフィ検査)	午前9時～10時 午前10時～11時 午後1時30分～2時 午後2時～3時	計37人 計37人	40歳～69歳…1,500円
◆子宮頸がん	午後1時30分～2時 午後2時～3時	計50人	20歳～69歳…500円 20歳未満…1,000円

※町が行う各がん検診の受診回数は、1人あたり年1回とさせていただきます(予約が必要です)。
※胃に病気がある人や、過去に胃の手術を受けた人は、集団検診は控え、医療機関にご相談ください。
※乳がん・子宮頸がん検診は、指定の医療機関でも受診することができます。ぜひご利用ください。
※ペースメーカーなどの人工物が入っている人はマンモグラフィ検査はお控えください。
※一定の年齢の人には乳がん無料クーポン、子宮頸がん無料クーポンを5月に配布しておりますので、お持ちの人は当日ご持参ください。

▶詳しくは、役場みらい健康課(☎33-0355)までお問い合わせください。

70歳以上の人
全ての検診が無料

Information 役場基盤整備課

町内の解体業者が施工する空き家が対象

空き家の解体撤去を補助



町では、町内の住環境の向上および災害の未然防止を図るために、5年以上住んでいない町内の空き家の解体撤去にかかる費用を補助しています。

【対象となる空き家】

- 町内で5年以上住んでいないもの
- 公共補償費対象となっていないもの
- アパートなど事業用のものでないこと
- 個人の所有物件で、借地に建設されている場合は土地所有者の同意を得ていること

【対象者】空き家の所有者(所有者が死亡している場合は、法定相続人の代表者)

【補助金の額】

解体撤去にかかる費用の2/3(上限50万円)

▶詳しくは、役場基盤整備課(☎33-0357)までお問い合わせください。